

地代（賃借料）支払台帳

借り手（経営者名）：_____ 年分：_____ 記入者：_____

貸し手（地権者）	所在・地番	面積（a）	契約の経路（相対／機構）	契約期間	10aあたり賃料	年額	支払方法	支払期日	支払日	支払額	メモ

- 年額は「10aあたり賃料 × 面積（a） ÷ 10」で出します。年の途中で始まった契約の初年度の扱いは、契約書や機構の決まりで確かめます。
- 農地中間管理機構（農地バンク）を通した契約では、借り手が機構に払い、機構が貸し手に払う方法が一般的です。徴収日・支払日・物納の可否は県の機構ごとに違います。
- 支払った地代は、所得税の申告では必要経費の「小作料・賃借料」に入り、収支内訳書（農業所得用）の内訳欄に支払先の住所・氏名・面積・支払額を書きます。扱いに迷うときは税理士や税務署に確かめてください。
- 記入例の人名・地名・金額は架空のものです。

借入地の契約一覧（終期・更新の管理）

借り手（経営者名）：_____ 作成日：_____

貸し手（地権者）	所在・地番	権利の種類	設定の根拠	始期	終期	更新しない通知の期間	契約書の保管場所	メモ
例 高橋 次郎	〇〇市△△町字南田210	賃借権	農地法第3条の許可	2024/4/1	2029/3/31	2028/3/31頃～2028/9/30頃	事務所の書類棚	続ける場合は何もしなくてよい
例 佐藤 一郎	〇〇市△△町字北田125-1	賃借権	機構（農用地利用集積等促進計画）	2021/4/1	2031/3/31	法定更新の対象外	機構からの通知書	満了前に機構へ相談

- 農地法第3条の許可による期間の定めのある賃貸借は、満了の1年前から6か月前までに「更新しない」と通知しなければ、同じ条件で更新されたものとみなされます（農地法第17条）。機構や農用地利用集積等促進計画による賃借権などはこの対象外です。
- 農地の賃貸借は、存続期間・借賃の額・支払条件などを書面で明らかにします（農地法第21条）。契約書の保管場所を決めておきます。